

高知市産業用地マッチング促進事業実施要領

(目的)

第1条 本要領は、高知市内における産業用地の不足及び南海トラフ地震による津波浸水想定区域からの移転ニーズに対応するため、市が立地希望事業者と土地情報等を有する事業者(以下「協力事業者」という。)との情報共有を行い、産業用地の確保を迅速に支援することを目的とする。

(対象事業者の定義と範囲)

第2条 本事業において、次の各号に掲げる用語の意義及び対象範囲は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **立地希望事業者**: 次のすべてに該当する法人をいう。
 - (ア) 製造業を営む法人であること。
 - (イ) 高知市内において、工場の建設または移転を希望すること。
 - (ウ) 地域未来投資促進法を活用し、高い付加価値を創出する地域経済牽引事業計画の策定を目指すこと。
- (2) **協力事業者**: 公益社団法人高知県宅地建物取引業協会または公益社団法人全日本不動産協会高知県本部の会員であって、本要領を遵守することに同意し、マッチングプラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)に登録した事業者をいう。
- (3) **地域未来投資促進法**(以下「未来法」という。): 地域の特性を活かして高い付加価値を創出する事業を支援する法律。県の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づき、市街化調整区域等における農振除外、農地転用及び開発許可等の行政手続きにおいて、法令の範囲内で必要な配慮が受けられる制度をいう。
- (4) **伴走支援**: 未来法の活用に伴う行政手続き(農振除外、農地転用、開発許可等)において、市が関係機関との連絡調整及び助言を継続的に行うことをいう。

(協力事業者の登録と遵守事項)

第3条 協力事業者は、本要領を遵守することに同意の上、プラットフォームへの登録を行い、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 本事業の実施に関して知り得た立地希望事業者の情報を、他に漏らし、または他の目的に使用してはならない。
- (2) 次に掲げる情報を、プラットフォームを通じて適切に提供するものとする。
 - (ア) 市街化調整区域かつ幹線道路沿いの農地であって、売却または所有の情報を持つ土地情報。
 - (イ) 当該協力事業者における開発行為(土地の造成等)の実施可否に関する情報。

(立地希望事業者の登録と遵守事項)

第4条 立地希望事業者は、本要領を遵守することに同意の上、プラットフォームへの登録を行い、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 本事業の実施に関して知り得た協力事業者の情報を、他に漏らし、または他の目的に使用してはならない。
- (2) 未来法に基づく行政手続き上の配慮を受けるため、原則として「市街化調整区域内の農地」等を移転先として想定し、登録するものとする。

(マッチングの確認と土地情報の提供)

第5条 市長は、プラットフォームに登録された情報を照合し、立地希望事業者のニーズと協力事業者が提供する土地情報が合致するかを確認する。

- 2 前項の確認の結果、条件が合致する場合、市長は立地希望事業者に対し、当該土地情報を持つ協力事業者の一覧を提供する。

(情報の開示と交涉及び免責)

第6条 市長は、前条第2項の提供に際し、立地希望事業者に対し、自らの会社情報を当該協力事業者の開示することの可否を聴取するものとする。

- 2 前項の聴取において、立地希望事業者の同意が得られた場合に限り、市長は協力事業者に対し、当該立地希望事業者の情報を開示し、直接の交渉を促すものとする。
- 3 市長は、前項の通知後に行われる立地希望事業者と協力事業者との間の連絡調整、交渉、契約等の内容について一切関与せず、かつ責任を負わない。

(状況の報告と伴走支援の開始)

第7条 立地希望事業者及び協力事業者は、マッチングの成否について、速やかに市に報告するものとする。

- 2 未来法の活用による立地が適切であると認められる場合、市長は第2条第1項第4号に定める伴走支援を開始する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月22日から施行する。